



臨時号10/4

十津川

村報とつかわ

むらづくりのキャッチフレーズ「心身再生の郷」

【発行】十津川村総務課
(災害対策本部 広報班)

〒637-1333吉野郡十津川村小原225-1
tel0746-62-0001 fax0746-62-0210
公式サイト: <http://www.vill.totsukawa.lg.jp>
メール: soumu@vill.totsukawa.lg.jp

この臨時号は、10月3日(月)時点の情報をもとに作成しています。

明治22年の大水害に次ぐ災害をもたらした台風12号で亡くなられた方々、ご遺族様に心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

災害発生から1か月を迎えましたが、今も避難所生活など強いられる方々があります。まだまだ復興への道のは始まったばかりです。多くのみなさまのご支援があったことを将来に伝えていくために、村民のみなさまと共に一致団結して村の復興に向け前進しましょう。

災害のため「村報とつかわ」が発行できない期間が続きますが、通常版が発行可能となるまで、臨時号で出来るだけ多くの情報を適宜お知らせします。

村からの Information お知らせ

次の方法で支援情報などをお届けします

●村の状況などをお届けする「村報災害臨時号」を週刊で発行を予定しています。(10月4日、11日、18日、25日予定)

●日々の災害に関する情報は「防災無線、自治体放送(11チャンネル)、ホームページでお知らせしています。村のHPはこちら→<http://www.vill.totsukawa.lg.jp>

●お知らせや関連するチラシなどを次の場所に掲示しています。(北部保健センター、奈良交通平谷営業所内、重里掲示板、役場1階ロビー)

●インターネットをご利用の方は、気象庁が発表している気象情報もご活用ください↓

検索画面で「気象庁」→「台風第12号タブ」→「表示されたページの中央にある台風12号被災地向け気象情報の奈良県をクリック」→「十津川村をクリック」

被災者支援

『被災者支援制度・り災証明について』

被災者支援制度は、自然災害や火災などの災害で被害を受けた被災者の生活再建支援のための制度です。今回の台風12号災害で被災された方やご遺族は、弔慰金や見舞金の支給・税の減免等を受けることができる可能性があります。

また、家屋に損害を受けられた方で、被災者支援制度を利用される場合や火災保険金などを請求されるときに、村が発行する「り災証明書」が必要となる場合があります。証明書の発行申請はお早目に行ってください

い。

注意※「り災証明」は、規定の指針に基づき調査があります。可能な限り被害状況の写真を撮影し保管してください。復旧工事をされる場合は、業者の見積書や領収書などの保管もお願いします。

【問】住民課 ☎0746(62)0900

『税などに関すること』

家屋被害を受けられた方で、その被害状況に応じて住民税などが減免される制度があります。

- 被害を受けた家屋などの固定資産税の減免について
- 家屋などが被害を受けた方の住民税の減免について
- 家屋などが被害を受けた方の国民健康保険税の減免について

【問】財政課 ☎0746(62)0903

- 後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免

- 国民健康保険一部負担金の減免

- 介護保険サービス利用料の軽減・免除

※なお、介護保険制度の訪問介護など居宅サービスは、自宅で利用いただくことが原則ですが、災害などで自宅以外の場所(避難所や避難先の家庭、旅館など)で生活している場合は、避難先などでご利用できます。

【問】福祉事務所 ☎0746(62)0901

- 水道に関すること

【問】生活環境課 ☎0746(62)0907

『再交付、再発行に関すること』

【被保険者証の再発行について】

- 国民健康保険被保険者証 ●後期高齢者医療被保険者証 ●介護保険被保険者証

【問】福祉事務所 ☎0746(62)0901

『相談』

【り災した障害者の方やその家族からの生活相談など】

- 障害福祉サービスを利用されている方で、避難所などで生活している障害者の方の今後に関する相談

【問】福祉事務所 ☎0746(62)0901

『電気料金の特別措置について』

床上浸水などの被害を受けられた方を対象に、次のような特別措置を行っています。

- 支払期限の1か月延長

- 不使用月の電気料金の免除→被災から電気を使用し

ない期間がある場合、今後6か月間の電気料金を免除

- 被災で使用できなくなった設備の基本料金免除
 - 工事費負担金の免除→電気を使用せずに需給契約を廃止し、被災前と同様の契約内容で今年度末までに電気の使用を申し込んだ場合は、その工事費負担金を免除
 - 臨時工事費の免除→今年度末までに同一の場所で臨時電灯や電力を申し込んだ場合は、その臨時工事費を免除
 - 引込線、計量機など取付位置変更時の工事費免除
- その他詳細はお問い合わせください(平日9時～17時)
【問】関西電力(株)高田営業所 ☎0745(53)1131

☑『資金融資に関する様々なご質問を受け付けします』

今回の災害で直接的または間接的に被害を受けた村内事業者の方々を対象に、設備資金や運転資金の融資、返済に関する相談の総合窓口を開設。

【問】十津川村商工会 ☎0746(62)0132

受付時間 午前9時～午後5時(月～金) 祝祭日除く

※また、商工会では、台風12号の被害を受けた中小企業向けに相談会を下記の日程で実施します。

【商工会で10月7日(金)9:00～12:00まで】

☑『携帯電話各社からお知らせ』

本村や災害救助法が適用されている地域の方々を対象に次の支援が行われています。詳しくは、お近くの各ショップへお問い合わせください。

【NTTドコモ】

●料金支払い期限の延期→利用料金の9月請求分の支払期限を、10月末まで延長 ●携帯電話機の修理代などの一部値引き→10月31日までの間、全損または水漏れなどで携帯電話機を新たに購入した場合や故障修理代金の値引きなど

【ソフトバンク】

●料金支払い期限の延期→支払期限を請求書記載の日付から1か月延長 ●携帯電話機の破損や紛失に関する交換費用の一部減免→台風12号災害で破損、水漏れ、紛失で交換を希望される場合の費用を一部無償・一部免除

【au】

●料金支払い期限延長→支払期限を10月31日まで延長 ●固定通信サービスの月額基本料金の減額→サービスを全く利用できなかった場合、その期間の月額基本料金などを減額

土砂ダム

☑監視体制について

五條市大塔町赤谷、十津川村長殿、栗平の土砂ダムは、国土交通省近畿地方整備局の方々が現地モニターなどを設置して、24時間体制で監視していま

す。また、悪天候などを除き、上空からの監視も行われていて、近畿地方整備局のホームページに状況が掲載されています。

☑赤谷土砂ダムの緊急対策工事

【10月2日(日)現在】●工事用道路整備工事(3000m整備完了100%)●進入路設置工事(全1200mのうち1080m整備完了90%)●排水ポンプ(2.5m³/分)運転 ●作業員20名体制

【概略工程表】●今後は、仮排水路掘削や仮排水路護岸工事が行われる予定。12月末の転流開始を目標に工事が進められています。(工程は今後の天候で大きく左右されることをご了承ください)

●土砂ダム関連情報のホームページはこちら↓

検索画面で「国交省近畿地方整備局」→「台風12号被災地関連情報」にお進みください。(村では、自治体放送11chに、水位や工事の状況など同様の情報を掲載しています) 【問】総務課 ☎0746(62)0001

警戒区域

●長殿(一部)・宇宮原(一部)・上野地(一部)9月16日15:30～(警戒区域変更9月26日17:00～)

●現在10世帯20名が対象

警戒区域内に一時立入を認める車両は次のとおり

【公益関係(インフラ等復旧車)】

1. 電気工事車両 2. 電話工事車両 3. ケーブルテレビ等車両 4. 水道工事車両 5. 道路等復旧車両 6. その他インフラ復旧車両 7. 上記1～6の通勤用車両

【その他業者関係】

8. 車両等の燃料輸送車両 9. 工事材料等の輸送車両 10. 車両等の修繕関係車両 11. 地質業者、設計コンサル等の車両 12. その他上記に類する車両 13. 商店等への配達業者 14. ガス等の生活物資配達業者 15. 郵便局・宅配業者車両

【住民】

●通院(福祉施設を含む) ●通勤 ●通学(保護者が送迎) ●村役場等村内公共機関への用事 ●村内から村内への生活物資購入(例:旭から上野地など)

上記以外の車両・人員は立入許可しません。許可書は下記発行場所で「警戒区域への一時立入申請書」により申請していただく必要があります。

【許可書発行場所】

●大字小原「十津川村役場総務課」

●大字旭「旭口」

●大字長殿「城門トンネル」北側

許可書は村外への買い物などの理由では発行できません。この場合は下北山村、川上村を通るルートをご利用ください。また五條方面から十津川村へ来る場合も、一般車両は通行できませんので、大淀町から川上村、下北山村を通り十津川村へ入ってください。

【問】総務課 ☎0746(62)0001

避難指示

●今西(全体)9月8日8:30～●桑畑(本在)9月8日17:12～●桑畑(櫛砂古)9月14日18:00～

【問】総務課 ☎0746(62)0001

道路情報

☑国道 168号

●大字折立地内折立橋は、10月末を目標に仮復旧作業中。●大字桑畑櫛砂古(いちざこ)は、10月10日に仮復旧し通行可能予定。●宮井-新宮市(越路トンネル)は、10月20日を目標に復旧作業中。

☑国道311号

本宮-田辺は、仮設道路で10月4日に通行可能予定(雨天は通行止)。●宮井～三重県熊野市は通行可。

☑村道・林道(主要路線)

【通行止め箇所】●村道沼田原線●村道平谷那知合線(谷垣内地内)●林道川津今西線(全線)●林道出谷小原線●林道奥千丈線

【乗用車のみ通行可】●村道山天線●村道笠捨瀨線(下葛川地内)

【4t車以下のみ通行可】●村道折立山手谷線
※この他、集落に接続しない道路で通行止の箇所がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

【問】建設課 ☎0746(62)0904

奈良県応急仮設住宅

☑『第1期着工分は村全体で30戸』

家屋が全壊または半壊した世帯、避難指示や孤立集落の世帯の方々が入居の対象となる応急仮設住宅。村内で建設される仮設住宅は、十津川材を利用した木造で建設されます。【構造材のうち県産材約95%うち十津川材約75%】

また、建設事業者は公募の結果、村内の建築業者から成る「十津川村応急仮設住宅建設共同体」が建設することとなりました。

この木造仮設住宅は、避難を強いられている村民の方々が少しでも安心して生活を送ることができるようお願い、村の木材を使い村民の手で建てられます。

■木造仮設住宅完成までのスケジュール

10月7日～ 設計・工事期間(入居手続き)

11月中旬 完成予定・引き渡し・入居

【問】建設課 ☎0746(62)0904

温泉施設の情報

村内の温泉施設では、源泉ポンプが河川の増水で全壊、温泉引湯管が道路の崩壊で破損したりパイプが外れたりしました。また公衆浴場「庵の湯」は施設全体が水没しました。

現在、ポンプ施設など仮復旧工事を進めていて、9月10日には、湯泉地温泉が仮復旧、十津川温泉は11月中旬を目標に復旧工事を行っています。

温泉が利用できない間、次の施設でお風呂を無料開放しています。

【湯泉地温泉】「滝の湯」12:00～21:00

【十津川温泉】「星の湯」16:00～21:00(沸かし湯)

※村報臨時災害号でお知らせしました時間に誤りがありました。訂正してお詫びします。

【問】観光振興課 ☎0746(62)0004

福祉関連の情報

☑『10月18日(火)こころのケアチームが派遣されます』

●小原診療所……………9:00～11:00

●南部老人憩いの家…13:00～14:00

台風12号災害で精神的に不安定な方などは受診してください。【問】福祉事務所 ☎0746(62)0901

☑『社会福祉協議会からお知らせ』

●デイサービスの事業は10月3日に風屋北部老人憩いの家で再開(高森の郷の水道設備が整備でき次第、高森の郷デイサービスを再開し、風屋ではサテライトサービスを行う予定)。●福祉有償運送は村内医療機関への通院に限定して一部再開しています。●ふれあいいきいきサロンは調整中です。●地域生活支援事業は9月28日から再開しています。●9月14日から役場第1会議室に設置していた「災害ボランティアセンター」を9月30日で閉所しました。今後は、社会福祉協議会の通常業務の中で継続します。

【問】社会福祉協議会 ☎0746(64)0666

診療所からお知らせ

曜日	小原診療所		上野地診療所	
	午前	午後	午前	午後
月	○	○	×	○
火	○	○	×	×
水	○	○	×	×
木	○整形	○往診	○	○整形
金	○	○	×	○
土	急患の受付可		×	×
日	輪番で休日診療		×	×

●小原診療所(月～金曜日)

【診療時間】9:00～/13:30～

【受付時間】8:30～11:15/13:30～15:30

※10月22日までの毎週土曜日、急患の受付可能

※10月6日(木)午前に整形外科診療を予定

●上野地診療所(月・木・金)

【診療時間】(木)9:00～／(月・木・金)13:30～
【受付時間】(木)8:30～11:00／(月・木・金)13:30～
15:30 ※10月6日(木)午後に整形外科診療予定

世界遺産

☑『熊野古道小辺路被害で通行止め』

- 野迫川村大股～十津川村三浦口(伯母子峠越え)
 - 十津川村三浦口～十津川温泉(三浦峠越え)
- 以上の区間で通行止めを行っています。(復旧未定)

教育関連情報

☑村内小中学校が再開

地域に出向き授業、保護者が送迎を協力、警戒区域のため他校に移動し授業、ホテル昇から通学などそれぞれが支え合いこのような大変な状況の中でも10月3日には5校が再開。これで村内8校全ての小中学校が再開しました。

村内の保育所も10月3日から再開しました。村の宝である子どもたちを村民全員が応援しています。

衛生対策

☑『家屋などが浸水すると細菌が増加、感染症などが発生しやすい環境に』

次の作業で衛生対策を行いましょ。

●床下浸水の場合

- ①家屋などの周囲や床下などにある不要なものや汚泥を片付けます
- ②水で洗い流せる場所は、よく汚れを洗い出します
- ③床下はぞうきんなどで拭き取り、扇風機で換気するなど乾燥を行います
- ④必要に応じて、家屋の床下や周囲に消毒薬や消石灰を散布します

●床上浸水の場合

- ①水が引いた後、濡れた畳や家の中の不要なものや汚泥を片付けます
 - ②汚れた家具や床・壁などは水で洗い流すかぞうきんで水拭きします
 - ③食器類や調理器具などは、汚れをきれいに水洗いし、台所用漂白剤に浸したり熱湯で消毒をします
 - ④食器棚や冷蔵庫などは、汚れをきれいに拭き取った後、消毒用アルコールなどで拭き取り消毒します
- 注意※消毒薬は、過剰に使用すると人の健康や環境へ影響を与えることがあります。使用の際は、取り扱い説明書などに従い、事故が起こらないように心がけましょ。

村のみなさんへ

☑メッセージが寄せられています

私たちの住んでいた相馬市の磯部地区は、3月11日の大震災で津波にのみこまれました。370軒の家が流され、238人の人々が亡くなりました。その中には、中学生が6人、たくさんの小学生以下の子どもたちが含まれています。私たちは家がなくなったので、仮設住宅ができるまでの3～4か月の間、避難所や親戚の家で生活しました。家族や友人を亡くしたショックから立ち直れないまま生活する人もたくさんいました。

そんなときに十津川村のみなさんはたくさんの支援をしてくれました。十津川村は台風12号の影響で土砂くずれがおき、道路が通行止めになったり、たくさんの家屋が流されたりして、一時全村孤立状態になったと聞いています。私たちは、そんな十津川村に今度は私たちがなにかしてあげないといけないと思いました。

だから私たちは磯部中学生徒会では、十津川村の被災者のみなさんにメッセージを贈ろうと決めました。ただメッセージを贈るのではなく、福島ならではのものにとしようと考え、会津の民芸品である「おきあがり小法子」に書くことにしました。おきあがり小法子には、立ち上がろう!という意味が込められています。お互い到大変な状況ではありますが、復興に向かってがんばっていきましょう。そして1日も早く大好きなふるさとをとりもどせるようにしましょう。

離れていますが心はひとつです! 2011. 9. 28
福島県相馬市立磯部中学校生徒会



立ち上がろう! おきあがり小法子

●奈良県は台風12号の被害に遭い、奈良県民の生命・財産巨大な損害をもたらしたことをニュースで知り、大変驚き、心が痛んでいます。特に、十津川村の被害が著しく、未だに道路が土石流に遮断されたまま、およそ102のご家庭が不自由な生活に強いられていることを聞き、我々は日夜心配しております。

●東アジアサマースクールの第1期受講生として、今年8月に奈良県で素晴らしい日々を過ごさせていただきました。十津川村で素朴で心の優しい村民の方々と共に過ごした日常は、懐かしくてありありと目に浮かびます。この場を借りて、東アジアサマースクールの第1期生中国人受講生全員、奈良県及び十津川村のみなさまに心よりお見舞い申し上げます。美しい奈良がいつもの穏やかで平和な奈良に戻られるよう、十津川村の方々がいち早く災害に打ち勝ち、郷里の再建ができるようお祈りいたします。

2011.9.9
東アジアサマースクールの第1期生中国人受講生一同